

第2章 市場関係事業者

第2節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第10条 1. 売買参加者（市場において卸売業者が行う卸売に参加をするものをいう。以下同じ。）になろうとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

2. 前項の承諾を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び所在地（個人の場合現住所）、連絡先

(2) 商号および店舗名（個人の場合屋号）

(3) 法人の場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 卸売を受けようとする取扱い品目及び買受見込み高（月平均又は年間見込み高）

(5) その他開設者が必要であると認める事項

3. 開設者は、第1項の承諾を受けようとする者が次号のいずれかに該当する場合は、同項の承諾をしないものとする

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき

(2) 卸売りの相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるとき

(3) 暴力団員であるとき

(4) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するものであるとき

(5) 暴力団員がその事業活動を支配するものであるとき

(名称変更等の届け出)

第11条 1. 前条第1項の承諾を受けた者（以下売買参加者という）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称又は住所を変更したとき

(2) 買受人として業務を廃止しようとするとき

2. 売買参加者が死亡又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅延なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(売買参加者の承諾の取消し等)

第12条 1. 開設者は、売買参加者が第10条第3項に規定する者に該当することになったときは、その承諾を取り消すものとする。

2. 開設者は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することがある。

(1) 売買取引に関し、不正な行為があったとき

- (2) 売買代金の支払いを怠ったとき
- (3) 保管の費用、若しくは損失金の支払いを怠ったとき
- (4) 正等な理由がなく引き続き3ヶ月以上休業したとき

(売買参加者の保証金)

- 第13条 1. 売買参加者は、卸売りを受けるにあたり、卸売業者に保証金を預託しなければならない。
2. 保証金は、売買参加者がその資格を失った日から30日を経過した後でなければこれを返還しないものとする。

第3章 卸売市場の業務の方法

第1節 開設者の業務の方法

(差別的取り扱いの禁止)

- 第14条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

(売買取引の結果などの公表)

- 第15条 開設者は、市場において取り扱う花き等について、法施行規則第18条により、必要な品目の卸売数量及び価格その他の事項を市場内の掲示またはインターネットの利用などその他の適切な方法で公表しなければならない。(売買取引の制限)

- 第16条 開設者は、売買取引について不正又は不当な行為があると認めるとき、差し止めることができ、やり直し又は再入札を命ずることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

- 第17条 1. 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。
2. 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め又は撤去を命ずる事ができる。

(開設者による監督)

- 第18条 開設者は、取引参加者に対し、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために指導・助言を行い、報告を求め検査を行うものとする。また、是正の求めなどその他の措置をとることができる。

第2節 売買取引及び決済の遵守事項

(売買取引の原則)

- 第19条 取引参加者は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなければならない。

(差別的取り扱いの禁止)

- 第20条 卸売業者は、市場において行う卸売業務に関し、出荷者又は売買参加者に対し、不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

(卸売業者の売買取引の方法)

第 21 条 市場において行う卸売りに関しては、せり売若しくは入札の方法又は相対取引とする。

(売買取引条件の公表)

第 22 条 卸売業者は、省令第 20 条に定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他適切な方法により、公表しなければならない。

(売買取引結果等の公表)

第 23 条 1. 卸売業者は、省令第 22 条に定めるところにより、生鮮食料品等に関する事項について、開設者が別に定める時までインターネットの利用又は、その他の適切な方法により公表しなければならない。

2. 卸売業者は販売方法を定め、又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項を卸売場に表示する等の方法により、速やかに関係者に周知しなければならない。

(1) 当該品目及び販売の方法

(2) 販売方法を定め、又は変更する理由

3. 卸売業者は、せり売りによる卸売をする場合は、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。但し、せり売商品に関して、事前の入札は可能とする。

(決済の確保)

第 24 条 取引参加者の決済の方法は、次のとおりとする。

1. 取引参加者は、法第 13 条第 5 項 4 号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。

2. 出荷者、卸売業者間の決済の方法（仕切及び送金）

(1) (受託契約約款)

① 卸売業者は、市場における卸売のために、販売の受託の引き受けについて受託契約約款を定めることができる。

② 卸売業者は前項の受託契約約款を定めたときは、遅延なく関係者に周知しなければならない。これを変更したときも同様である。

(2) (支払期日、支払方法) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売りの 3 日以内に売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。但し、特約がある場合にはこの限りではない。

(3) 前項の仕切書には該当卸売をした物品の品目、等級、価格、数量及び合計額、該当合計額の 10%に相当する消費税額及び次の (4) の規定により控除すべき委託手数料及び控除費用の金額並びに差し引き仕切金額を正確に記載しなければならない。

(4) (委託手数料) 卸売業者が市場における委託者から收受する委託手数料は、

卸売金額（せり売り、入札又は相対取引に係る価格にその10%に相当する消費税額を上乗せした金額とする）に次に掲げる率を乗じて得た金額とする。

ア) 花き : 100分の10 イ) 鉢物植木 : 100分の10

(5) (出荷奨励金の交付)

卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため特約した出荷者に対して次の交付率以内において出荷奨励金を交付することが出来る。
1000分の5以内

3. 卸売業者と売買参加者の決済の方法

(1) (売買代金の支払い義務)

売買参加者は卸売業者から買い受けた物品引き受け後、即日現金支払いを原則とするが4日以内に買受代金（10%に相当する消費税額を含む）を支払わなければならない。但し特約のある場合はこの限りではない。(せり売の方法)

- 第25条
1. 卸売りのためのせり売りは、その販売物品について荷口ごとに荷印、等階級及び数量その他必要な事項を明示した後でなければ、開始することは出来ない。
 2. せり落としは、せり人が最高申し込み価格を3回呼び上げたとき又は表示装置にてその旨を表示したときに、その申込者を競り落とし人として決定する。但し、その最高価格が指し値に達しない時は、この限りではない。前項の呼び上げ回数は、適宜により変更する事がある。
 3. 最高価格の申込者が2人以上ある時は、抽選その他適宜の方法によりせり落とし人を決定する。
 4. せり売りにおいて不測の事態が起こった場合は、適宜変更することがある。

(入札の方法)

- 第26条
1. 卸売りのための入札は、その販売品目について荷口ごとに荷印、等級及び数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札人に対し一定の用紙に氏名、入札金額その他指定事項を記載させて、これを行わなければならない。
 2. 開札は入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。
 3. 前条第3項及び第4項の規定は入札の場合にも準用する。
 4. 卸売りのための入札が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。
 - (1) 入札人が確認できないとき
 - (2) 入札金額その他指定事項が不明のとき
 - (3) 入札に際して不正行為があったとき

(意義の申し立て)

- 第 27 条 1. せり売又は入札に参加した取引参加者が、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることが出来る。
2. 開設者は、前項の申し立てについて正等な理由があると認められる時は、せり直し又は再入札を指示することがある。

第 4 章 その他の遵守事項

(卸売業者の取引の方法)

第 28 条 卸売業者は、商物分離販売（市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による販売をいう。）、第三者販売（売買参加者以外の者への卸売業者による卸売をいう。）及び自己買受け（卸売業者による卸売の相手方としての買受けをいう。）を行えるものとする。（仲卸業者取引の方法）

第 29 条 仲卸業者は、直荷引き（仲卸業者による卸売業者以外からの買受けをいう。）を行えるものとする。その場合は、開設者に報告をすることとする。

(一般消費者向け販売)

第 30 条 卸売業者及び売買取引参加者は、卸売市場において開設者に承認を受けることにより、一般消費者向け販売をすることができる。

第 5 章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第 31 条 1. 卸売業者、売買参加者が市場内で使用する用地、建物その他の施設（以下市場施設という）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2. 市場内において、無断で営業及び市場施設、物品を使用してはならない。但し、開設者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(用途変更の禁止)

第 32 条 市場施設の使用人は当該施設の用途又は現状を変更し、当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは使用させてはならない。但し特別の理由により開設者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(補修の弁償)

第 33 条 市場施設を故意又は過失により滅失又は損傷した者は、その補修をするか又はそれに代わる費用を弁償しなければならない。

第6章 管理

(市場秩序の保持等)

- 第34条 1. 市場へ入場する者は市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。
2. 開設者は市場秩序の保持又は公共の利益を図るために必要と認めたときは市場入場者に対して適切な措置、又は入場を制限する事が出来る。

(清潔の保持)

- 第35条 市場の利用者は当該市場施設の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物件を整理して放置してはならない。

(関係規定の制定)

- 第36条 この業務規定の施行に関して必要な事項は開設者が別に定める。

(附則) この規定は令和2年6月21日より施行する。